特別分科会「啓発授業の現状と課題」に関する論点整理 ~報告内容と討論を踏まえて~

長井 偉訓

愛媛大学名誉教授

細川 孝

龍谷大学経営学部教員

はじめに-特別分科会設置の背景

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」には、「過労死等の防止のためには、若い頃より労働条件をはじめ、労働関係法令に関する理解を深めることも重要」であると記されている。そして、生徒・学生などに対して、労働問題や労働条件の改善等について理解を深めてもらうことを目的にして、労働問題に関する有識者及び過労死等で大切なご家族を亡くされたご遺族を講師として、学校に派遣し、「啓発授業」を実施する事業が平成28(2016)年度より始まっ

た。

一方、過労死等の防止を目的に2016年に設立された「過労死防止学会」は、第3条において、「全国大会、研究会の開催」に次いで、「教育・啓発活動の推進」を事業の目的に挙げている。

2021年度は、過労死防止のための啓発授業が実施されて6年目を迎える。

第7回大会では、啓発授業に

真摯に取り組んでこられた会員に、これまでの取り組み内容や課題について報告頂く機会をもうけた。今後の活動をより効果的なものにすることを目的にした「啓発授業の現状と課題」というテーマの特別分科会の設置である。

この「報告」では、「啓発授業」の現状を俯瞰した上で、各事例報告で提起された論点と合わせて、総括討論で議論された論点を整理する。今後の「啓発授業」の取り組みに寄与していきたいと思う。

I 啓発授業の現状

厚労省から本事業を受託している(株)プロセス

ユニークは、学校への講師派遣、コマ数、受講生数などの実績と学校並びに受講生への「アンケート調査」結果を毎年度、「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発授業報告書」としてまとめている。

それによれば、本授業が始まった2016年から2020年までの実績(コマ数と受講生数)は表1の通りである。開始以来、コマ数並びに受講生数とも漸増傾向を示していたが、19年度と20年度はコロナ感染の拡大により、減少した。

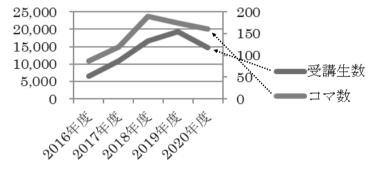


表 1 啓発授業の実績(単位:人、コマ)

また、「アンケート調査」の(1)学校側の啓発授業申し込みの理由、(2)啓発授業に対する生徒・学生の反応、(3)啓発授業を受入に際しての障害、(4)今後も機会があれば、啓発授業を受け入れたいか、という設問への回答を見ると、(1)では、「将来、生徒・学生の役に立つと考えたから」や「過労死の問題が深刻であると感じたから」、(2)では、「関心を持っていた」、「重要な事項だと感じていた」、(3)では、「通常授業との時間のやりくりや受入時期の調整が難しかった」、(4)では、「是非、受け入れたい」、「受け入れても良い」が多数を占めていた。

このように、啓発授業に対する学校側と受講生

の評価は概ね肯定的である。但し、学校側は受 入に当たり、時期や通常授業とのやりくりに苦慮 している様子が窺える。

Ⅱ「啓発授業」への取組事例

特別分科会では、以下の4つの報告を通じて、 啓発授業の経験交流が行われた。

古川拓氏(弁護士)は「過労死等防止啓発授業の実際」のテーマで報告された。京都・関西地方を中心に、公立、私立を問わず受入れの実績があり、原則として遺族とセットで訪問している。

授業の構成については、遺族と弁護士で半分ずつ話し、残り時間を質疑に充てているが、50分授業だとかなりタイトなスケジュールになるとされた。遺族は体験と過労死防止法制定の運動について、弁護士は過労死に関する統計や機序、労災、訴訟制度、労働法知識全般などを中心にしているとされたが、「労働法関連の基礎知識」を伝える時間が足りないことを指摘された。最後には、(後述の)2点の課題が示された。

川岸卓哉氏(弁護士)は「神奈川の過労死啓発 授業プロジェクトチームの取組み」のテーマで報 告された。家族会、弁護団、大学の研究者、労 働組合等が共同して、取り組んでいる啓発授業 プロジェクトチームの実践が紹介された。

統一教材と標準指導案の作成を中心に述べられた。後者については、一部の弁護士に負担が集中しないようにする(若手の過労死防止弁護団の弁護士でも担当可能とする)ためであるとされた。

プロジェクトチームではさらに主権者教育の観点からの具体的な行動提起を行っていることや、パンフレット『「知る」「聴く」「動く」の3ステップで学ぶ過労死』を作成したことが紹介された。

櫻井善行氏は、長年勤務されてきた定時制高校での「啓発授業」の経験、それを通じて生徒や学校に与えた影響、問題点並びに課題を提起された。氏によれば、現在、教育現場では過労死等の社会問題に対する生徒並びに教職員の問題意識の劣化が進んでいる。その原因には、「真実」が正確に伝えられていないことがある。故に、「過労死」という動かしがたい真実を自らの目で確認させ、自己の問題として考えさせるように

することが肝要である。そういう問題意識から始められた「啓発授業」の現状と課題について報告された。

氏は啓発授業に関して、「何を整備すれば充実し前進するかが、今後の課題」となるとして、①教育現場での認知度の低さ、②担い手(教員)側の問題意識の落差という現実を踏まえて、どうすれば「啓発授業」の認知度と担い手側の問題意識を高めることができるのかという極めて重要な問題を提起された。

中原のり子氏(東京過労死を考える家族の会) は、主に関東の高校並びに多くの大学で啓発授業を担当されているが、今回の報告はそうした実践的な経験からの現状と課題に関する内容であった。

現状から氏が最も懸念されているのは主に以下の2点であった。第1は、遺族の発言を巡って、話の内容が「余りにも生々しく、生徒や学生が萎縮してしまう」ので来年は遠慮したいという学校側の姿勢に対する懸念、第2は、それとの関連で、あるいはその結果として、一部には遺族の発言が疎かにされ、研究者、弁護士、社労士等の学識経験者の方の一人舞台になってしまっているのではないかという懸念。これについて氏は、「啓発授業」の意義の原点に立ち返って、遺族の発言をもっと重視して欲しいと強く主張された。

以上、報告者の啓発授業の実践的経験から得られた問題点や課題である。つぎに報告者から提起された論点を整理し、総括討論において本特別分科会に参加された会員の意見も紹介しながら、検討を加えたい。

Ⅲ 論点整理

1. 啓発授業をどのように周知させていくのか?

この論点を指摘されたのは櫻井氏であった。氏は認知度が高まらない真因、それを阻害しているのは何か、を明らかにする必要性を強調された。この点に関しては論証するだけの十分なエビデンスが得られないので、真因を特定することは難しいと思われる。しかし明確なことは、氏が指摘されているように、「啓発授業のポスターやチラシは委託会社プロセスユニークから各学校

には届いているが、学校の担当者の判断で行われるため、ポスター掲示などは落差が著しい」と 言うことである。

この点に関して、フロアーの中野淑子さんから、文科省から各教育委員会に各学校への「啓発授業」の周知を徹底して欲しい旨の依頼を行ったという発言があった。工藤祥子氏からも、「協議会」の場で、文科省に対し、教育委員会と受託者であるプロセスユニークの3者が連携して、各学校に「啓発授業」の周知を徹底して欲しい旨の依頼を行ったという発言があった。

しかし、実際にどこまで実施されているのか、仮に実施されていたとしても、その内実はどうかなど明らかではない。したがって、そこらの事実を明らかにすることから始め、問題点を洗い出し、至急改善していくことが求められる。そうした作業を通じて、櫻井氏の疑問が解けるかもしれない。

2. 啓発授業を依頼する側とされる側のニーズを どのようにマッチングさせていけば良いのか?

遺族の発言を巡って、話の内容が「余りにも 生々しく、生徒や学生が萎縮してしまう」ので来 年は遠慮したいという学校側の対応に対する中 原氏からの大変ショッキングな発言があった。

この問題の原因は、「啓発授業」を依頼する側(教員側)の本授業の趣旨・目的の無理解から派生していると考える。つまり過労死という重いテーマを避け、単なるワークルール教育程度に軽く考えているからではないだろうか。そういう意味で、櫻井氏や中原氏が言われるように、「啓発授業」の趣旨が正確に理解されていない。そうであるならば櫻井氏が問題提起されたように、「官製研修」は必要悪だが、学校の管理職や一般教職員を対象に「過労死防止啓発授業研修」を行うことが必要であり、それを通じて教職員の働き方の見直し、過労死防止の啓発にも繋がることになろう。

3. 「啓発授業」の講義内容に関して

この論点は「生徒や学生が萎縮してしまう」という学校側の反応と関連している。中原氏が力説されたように、仕事が原因で何よりも大切な命が蔑ろにされるような日本社会を改めていかねばなら

ないことを、遺族は使命と感じている。この遺族の思いをこれから社会に出て行く若者に伝えていくことは不可欠のことである。遺族の話を聴いた学生の母親から貰った感謝の手紙を紹介され、「啓発授業」での遺族からの発言のインパクトの大きさを述べられた。中原氏は、「啓発授業」の持ち方について、研究者、弁護士、社労士等の学識経験者の方の一人舞台になってしまっている場合もあり、これでは本末転倒になっている、「啓発授業」の原点に立ち返り、遺族発言をもっと重視して欲しいと強く主張された。

もう一つ大きな論点が川岸氏から提起された。 第1の論点とも係わることだが、授業内容の展開 としては、まずは「過労死」の実態について、遺 族が生の体験を伝え、その後で、学識経験者が 事例を通じて、社会経験の乏しい学生に警鐘を 鳴らすことである。

しかし、川岸氏が懸念されるように、被害の実態を伝えるだけでは、「社会に出るのが怖くなった」など学生に恐怖感を与え萎縮させてしまうなどして、ネガティブな感想を植え付ける結果に終わってしまうことになる。そこで神奈川では、そこに留まらせず、少人数のグループワークにより、過労死を生み出す社会構造とその変革の方向性を学生たち自身に考えさせるような工夫をしている。さらに次の論点とも係わるが、一部の弁護士だけに負担が集中しないように、過労死事件の経験の浅い若手弁護士も授業を担当できるように統一した教材とその標準的指導案も作成している。

4. 啓発授業の担い手の育成と確保をどうしていくのか?

「啓発授業の担い手の育成と確保」という課題について若干の検討を加えたい。「とくに遺族の方の確保が難しくなっている」(古川氏)、「遺族側の高齢化も進んでいる中で、負担が特定の人に集中している」(中原氏)という指摘についてである。過労死家族の肉声での啓発授業は何にも勝るものである。

では、どのようにして担い手を確保していくかについては、「対面でなくても、オンラインを使えば、遺族の話は可能であるので、これからはオン

ラインも併用してはどうか」(中原氏)という提起は、一つの方向性を示している。コロナ禍に限らず、担い手の高齢化を考慮すれば、映像資料を残しておくことも検討されてよいだろう。

そして、「一発ものではない、連続講義の可能性をつくりたい」(古川氏)という提起についてである。「集中(連続)講義か,毎年1回×3年間というセットで学ぶ形式など」と具体的な形態も提起されている。これを一つの土台にして考えてみてはどうか。もちろん啓発授業が学校側の手続き(申請)によって初めて実現されるものであるからして容易ではない。啓発授業に理解と関心を示す教師や学校を増やしていくことが課題となってくる。

まとめにかえて-啓発授業の標準的テキストの 作成に向けて

実践報告では、神奈川の取り組み(統一教材と標準指導案の作成)が注目を集めた。このような

組織的取り組みは本学会としても学ぶべき点が多いだろう。教材の作成に関わって、代表幹事の黒田兼一氏は、過労死防止学会が中心になっての学年別のテキストづくりについて言及されている。

過労死・過労自殺の受けとめ方は、学校教育の階梯によって異なるであろうし、一定の配慮が必要である。川岸氏の報告にもあったように「被害実態を伝えるだけでは、学生の授業後の感想として『社会に出るのが怖くなった』」という感想にとどまってしまう。

本学会の会則、第3条の(2)では「教育・啓発活動の推進」をあげている。第7回大会の成果と課題を踏まえて、本学会として啓発授業をどのように発展させていくかが課題として共有されたように思う。その手がかりの一つとして学会としてのテキスト作成という方向も検討されてよいのではないだろうか。